令和5年度 ___

市民税•府民税

特別徴収のしおり

目 次

市民税・府民税の納税義務者など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
特別徴収の範囲など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
特別徴収税額の納入方法など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
転勤・退職等の異動手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
異動届出書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
退職所得にかかる市民税・府民税の特別徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
退職手当等にかかる市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書・・・・・・	8
給与所得者異動届出書	10
特別徴収への切替依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書・・・・・・・・・・・	14
市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書・・・・・・・	16
取扱店及び郵便局の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18



特別徵収義務者様

大阪府四條畷市長

令和5年度市民税・府民税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税の特別徴収事務につきまして、格別のご配 慮をいただきありがとうございます。

さて、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに四條畷市 税条例第 37 条の規定により、貴社(殿)を特別徴収義務者に指定し、 特別徴収税額を別紙のとおり通知いたします。

つきましては、市民税・府民税の特別徴収事務を行っていただく場合の手引きとして、この「しおり」を作成しましたので、ご活用いただき、今後とも特別徴収にご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

---- 特別徴収のしおり----

市民税・府民税の納税義務者など

- 1. 納税義務のある人 令和5年1月1日現在、四條畷市内に住所のある人
- 2. 納税義務のない人
- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 前年中の合計所得金額が135万円以下で次に該当する人
 - •障害者
 - ・未成年者(18歳未満で未婚の人)
 - ・ひとり親及び寡婦
- (3) 前年中の合計所得金額が、次により計算した金額以下の人は、均等割は課税されません。 35万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+10万円+21万円
- (4)前年中の総所得金額等の合計額が次により計算した金額以下の人は、所得割は課税されません。 35万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+10万円+32万円 ただし、控除対象配偶者又は扶養親族のない人は、 の金額の加算はありません。

特別徴収の範囲など

1. 特別徴収と普通徴収

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、給与の支払を受ける人 (納税義務者) から、市民税・府民税を徴収し納税していただく制度で、特別徴収義務者とは、その給与の支払者をいいます。普通徴収とは、納税通知書を交付することにより、直接納税義務者から徴収する制度のことです。

2. 特別徴収の範囲

前年中に給与の支払があり、かつ、令和5年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては特別徴収の方法により市民税・府民税を徴収することになっています。

なお、特別徴収により徴収する税額は、原則として給与所得に対する所得割額と均等割額の合計額ですが、給与所得以外の所得を有する人については、申告等によりその所得に対する所得割額を合計して税額を算出している場合もあります。

公的年金所得で課税がある方は公的年金からの特別徴収になります。

ただし、65歳未満で、かつ、給与所得以外に年金所得がある場合は原則として給与からの特別 徴収になります。

特別徴収税額の納入方法など

1. 給与等に係る特別徴収税額の納税義務者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の通知書(納税義務者用)に記載されている税額で、6月から翌年5月までの12回に分けて納税義務者に給与を支払われる際、天引きで徴収していただくことになっています。

ただし、特別徴収税額が、均等割額に相当する金額5,300円以下の納税義務者については、 6月に支払われる給与から全額を徴収していただくことになっています。

2. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に変更があったり、退職等による「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を受理したとき、又はその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認めた場合には「特別徴収税額の変更(決定)通知書」を送付いたしますので、これによって以降の月割額を変更し、徴収のうえ納入してください。

3. 特別徴収税額の納入

(1)納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日(この日が土・日曜日又は祝日の場合は、その次の平日となります。)になっています。各月分の納入期限は、納入書の納入期限欄に記載のとおりです。

(2) 納入方法

各納税義務者から徴収された月割額の合計額を同封の「個人市民税・個人府民税納入書(特)」 で納入してください。

- ◇ 一括徴収された税額は、他の納税義務者の特別徴収税額と合計して納入書の「(2)納入金額」の「給与分」欄に記入し、納入してください。
- ◇ 納入場所は納入書の裏面及び3ページに記載してあります。
- ◇ 納入書は14枚綴りで末尾の2枚(予備)を除きそれぞれ月別の表示がしてありますので、 必ず当該月の用紙をご使用ください。なお、金額に変更があった場合は、金額を訂正のうえ納 入してください。訂正方法については納入書の裏面をご参照ください。
 - 二重納付を防ぐため、新しい納入書はお送りしません。書き損じ等で新たな納入書が必要であればお申し出ください。
- ◇ 指定番号、所在地(住所)及び名称(氏名)については、あらかじめ印字していますが、変 更・訂正等がある場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(14ページ)を提出 してください。
- ◇ 給与支払報告書(総括表)で「納入書不要」とされた場合は納入書を同封していません。この場合は市民税・府民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)の最下段に「***納入書なし***」と表示しています。

(3) 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合において、市長の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日まで、12月から5月までの分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。希望される場合は「市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(16ページ)を提出してください。

(4) 特別徴収税額の期限後納入

納入期限までに徴収した税額を納入されない場合は、納入期限の翌日から納入日までの期間の 日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満 であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(%1)に年7.3%の割合(ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、特例基準割合に年1%の割合)を加算した割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

	本則	特例
納期限後1ヶ月経過後	14.6%	特例基準割合(※1)+7.3%
納期限後1ヶ月以内等	7.3%	特例基準割合(※1)+1%

※1 延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年9月から前年8月までにおける平均に、年1%を加算した割合です。

【納入場所】

便局

- 1. 四條畷市指定金融機関(四條畷市役所内)
- 2. 下記の取扱金融機関の本店または支店(出張所)(順不同) りそな銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行 紀陽銀行 京都銀行 大阪信用金庫 大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫 枚方信用金庫 成協信用組合 のぞみ信用組合 近畿労働金庫 大阪東部農業協同組合 北河内農業協同組合 近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)のゆうちょ銀行・郵
- ※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付を希望される場合は、「指定通知書」(18ページ)を当該ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

転勤・退職等の異動手続き

納税義務者が転勤(転職)又は退職等の理由により給与の支払を受けなくなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(10ページ)に必要事項を記入のうえ、その理由が発生した月の翌月の10日までに提出してください。

〈注〉この届出書の提出が遅れますと、転勤・退職された納税義務者が一度に多額の税額を納めなければならなくなり、また特別徴収義務者についても転勤・退職された納税義務者の翌月以降分が未納となり、督促状をお送りすることになります。

(1) 転勤(転職)の場合

転勤などにより勤務先が変わった場合、その新しい勤務先で引き続いて特別徴収の方法によって 徴収されることを納税義務者が希望した場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たに 給与などの支払をすることとなった勤務先の名称・所在地、及び何月分から徴収していただくこと になるかを新しい勤務先へ連絡済であるかどうか、その他必要な事項を記入してください。

(2) 退職等の場合

① 一括徴収する場合

特別徴収税額のある納税義務者が退職された場合、次に該当するときは、特別徴収税額のうち 特別徴収の方法によって徴収されないこととなった税額(以下「残税額」といいます)について、 退職手当などが支払われた際、特別徴収義務者において残税額の全額を一度に徴収し、納入して いただくことができます。

*退職の日が令和5年6月1日から12月31日までの場合

退職した納税義務者から一括徴収の旨の申し出があり、かつ、残税額を超える給与又は退職 手当が支給される場合は、その支給の際に残税額をまとめて徴収してください。

*退職の日が令和6年1月1日から4月30日までの場合

残税額を超える給与または退職手当が5月31日までに支給されれば納税義務者からの申 し出がない場合であっても、支給の際に必ず残税額をまとめて徴収してください。

「一括徴収」欄に退職手当等からの徴収予定額、納入月分を記入してください。

② 一括徴収しない場合

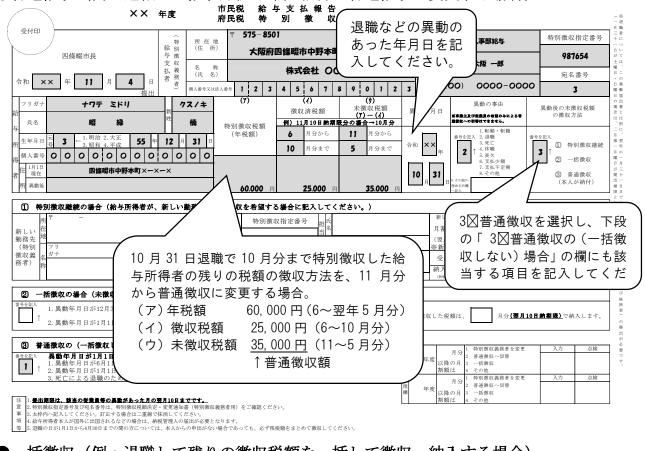
特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち、給与等から 徴収できなくなった税額は普通徴収の方法で納税義務者から直接納めていただきます。この場 合、退職した人の住所、氏名、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動事由 などを記入して提出してください。

(3) 特別徴収へ切替えを希望する場合

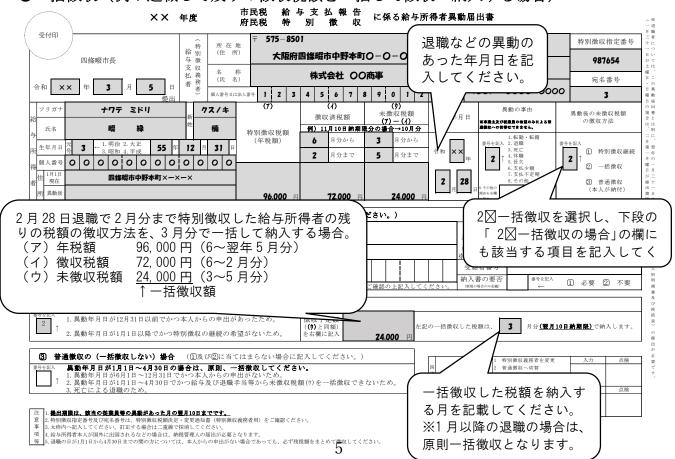
「特別徴収への切替依頼書」(12ページ)に記入して提出してください。

届出書類の記載例

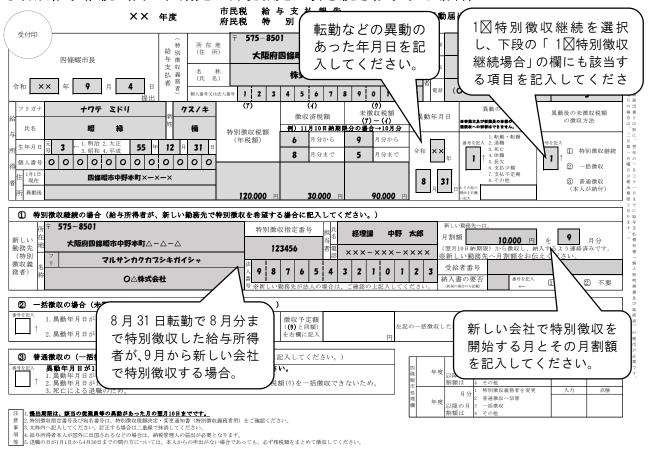
●普通徴収 (例:退職して徴収方法を本人納付の普通徴収へ変更する場合)



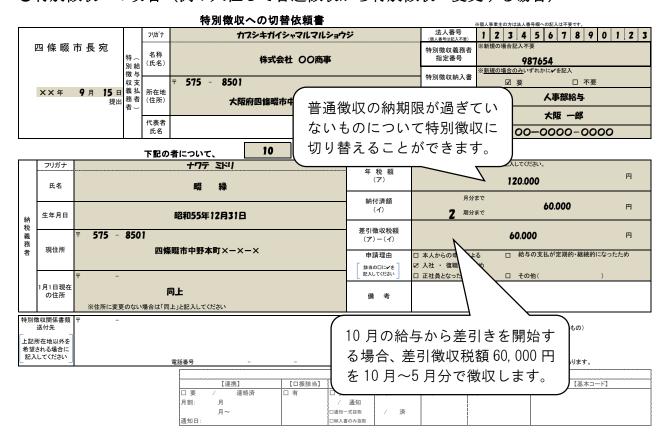
●一括徴収(例:退職して残りの徴収税額を一括して徴収・納入する場合)



●特別徴収継続(例:転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合)



●特別徴収への切替(例:入社して普通徴収から特別徴収へ変更する場合)



退職所得にかかる市民税・府民税の特別徴収について

退職所得(退職手当、その他退職により一時に受ける給与などで、以下「退職手当等」といいます)の課税については、所得税と同じように他の所得と分離して退職手当を支払う際に特別徴収していただくことになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に四條畷市内に住所がある人です。ただし、同日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

- 2. 退職所得控除額の計算
 - ・勤続年数が20年以下の場合・・・・・40万円×勤続年数(最低80万円)
 - ・勤続年数が20年を超える場合・・・・・800万円+70万円×(勤続年数-20年)
 - *勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り上げます。
 - *障害者になったことにより退職したと認められる場合は、上記金額に100万円を加算します。
- 3. 税額の求め方
- 退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×1/2(1,000円未満の端数切捨て)※ ※勤続年数が5年以下である役員等は「退職手当等の金額-退職所得控除額」の金額 税額 退職所得×市民税6% 退職所得×府民税4%

〈計算例〉退職手当等の金額 14,223,632 円 勤続年数25年 一般退職の場合

- ① 退職所得控除額 800 万円+70 万円× (25 年-20 年) =11,500,000 円
- ② 退職所得の金額 (14, 223, 632 円-11, 500, 000 円) ×1/2=1, 361, 816 円

→ 1,361,000円(1,000円未満の端数は切り捨て)

- ③ 額の計算 (市民税) 1,361,000 円×6%=81,600 円(100 円未満の端数は切り捨て) (府民税) 1,361,000 円×4%=54,400 円(100 円未満の端数は切り捨て)
- 4. 退職所得にかかる市民税・府民税の納入手続き

退職手当等にかかる市民税・府民税については、退職手当等の支払を受けた日の属する年の1月1日現在の住所地の市町村に納入していただくことになっています。納期限は、退職手当等の支払いを受けた日の属する月の翌月の10日です。なお、納入書の記入については、必ず納入金額欄の「退職所得分」欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書に必要事項を記入してください。また、「退職手当等にかかる市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」(8ページ)もあわせて提出していただきますようお願いします。

政内

市 民 税 退職手当等にかかる 府 民 税

(※印欄は記入を要しません) 特別徴収義務者指定番号

		押											
		退職所得申	告書の提出	佢	熊	価	#	価	熊	倕	熊	佢	熊
			<u></u>	E	1 1 1 1 1	E	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	E	1 1 1 1 1	E		E	1
特別徴収義務者の所在地・名称		税額	4 0		*		*		*		*		*
り所有		たれ	岩	E	1 1 1 1 1	E		E	1 1 1 1 1	E	 	E	1
務者(な	出] 		 		1 1 1 1 1				
収義		10	坐		*		*		*		*		*
寺別僧		닼	祝	E	1	E		E	1	田		E	1
4	o	筢	民		1 1 1 1 1		[] []		1 1 1 1 1				1
	,		Æ		*		*		*		*		*
		鰡	象	田田		田田		田田		田田		E	
約入年月日 年 6	+ ~	得控除	多の金										
日分	E	退職所得控除額	控除後の金額										
皿					サ		卅		サ		卅		中
		吟額の計算	いる勤続年数	田田				田田					
卅	鎖	退職所得控除	基礎とな	年 年		世 世		サ サ		サ サ		サ サ	
	納入税額	等		田田田		田田田		田田		田田田		田田	
		当	金										
多	開開	波職引	玄		(谷顒名)		(役職名)		(役職名)		(谷職名)		(役職名)
赋	皿	*	他		1 1 1 1 1		I I I I		1 1 1 1 1		 		
日条殿市	Ħ	退職手当等の支払を	ける者の住所・日										
		図	AN.	往所	民名	住所	田名	往后	压和	往所	民名	住所	民名

(記入方法などは裏面をご覧ください)

- この納入内訳書は、 退職手当等にかかる特別徴収税額を納入の際に、あわせて四條畷市にご提出ください。
- 2. この納入内訳書の各欄は、次により記入してください。
- Θ 記入してください。なお、その後において住所が変わっているときは、摘要欄に異動後の住所を記入してください。 「退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名」欄の住所は、退職手当等の支払を受けるべき年の1月1日現在の住所を
- ②「退職手当等の支払金額」欄には、特別徴収税額を徴収され退職手当等の支払金額(所得税および市民税・府民税などを 疌 し引く前の金額)を記入してください。
- ③「役職名」欄には、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、 などである場合にその役職名を記入してください。 監事、清算人その他の役員または相談員もしくは顧問
- ④「退職所得控除の計算の基礎となる勤続年数」欄には「退職手当等の支払金額」欄に記入された退職手当等について これを1年とします。 退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間と勤続年数を記入してください。 勤続年数に1年未満の端数があるときは、
- ω 退職手当等の支払を受ける者が、本年中または前年以前4年以内に支払の確定をした退職所得の支払を受けたことがある 場合には、 「退職所得申告書」の写しを添付してください。

※お忙しいところ恐れ入りますが、この納入内訳書の提出について特別徴収義務者のご協力をお願いいたします。

(==	特別徵収指定番号 +		田 器 田 C S S S S S S S S S S S S S S S S S S	無制後の不敵状党領の懲囚方法の懲囚方法	番号を記入 事号を記入 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事	2 一括徴収	5人が納付)		110 /fee	を 月分 入するよう連絡済みです。	ネくだない。	① 必要 ② 不要		
田口			一 (番類の事由	※事業士及び依兼員の希望のみによる権 追奪収への切奪はできません。	1. 転勤・転籍 番号を記入 2. 退職 3. 死亡 在 ↑ 4. 休職	- 5. 長久 6. 大社少額 7. 大社不定期 8. その他	日8.その街の 選由を右蓋 へ記入		新しい勤務先へは、	F 限)から徴収し、	※新しい勤務先へ月割額をお伝受給者番号			
に除る虧守灯侍有無剿庙口青	担	来 账) 提團	(1) (1) (1) (1) (1) (1)	ら を を		H H				** NA	てください。		
はで来る権			(¢)	額 木墩収枕額 (3) − (1) (3) + (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6			田田	してください。)	担	が	· 中日			
特 別 徴	I		(£)	微収済税額 (wc 例) 11月10日納期	開発がら日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	-	EC	収を希望する場合に記入してください。	特別徵収指定番号		 			
府民税	所在地 (住 所)	名 称 (氏 名)	個人番号又は法人番号 (ア)	75 45 10 FA				新しい勤務先で特別徴収を希	——		拱-	〈 梅 中	1	1 1 1 1
 K	(华民	日 与支払者 徴収義務 i	仲)	整型	年									
	1	四條畷市長年			- 1. 明治 2. 大正 - 3. 昭和 4. 平成			きの場合 (給与所得者が、	1					
Ī	五 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	八	生年月日 元	人番号 1月1日 現在	異動後	特別徴収継続の場合	上	新しい 勤務先 地		を		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)				
#9を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 徴収予定額 (((()) と同額) ((2) 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 会右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、	、 月分(翌月10日熱期限)で納入します。	約期限) で終	入します。
一日本学 一日本学				
● 国政交び、「百受夫しない」修立 (一) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日		1 特別徴収義務者を変更	入力	点檢
#884@/> 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	升			
1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。	ļ Ķ	3 一括徴収		
│ │ │ │ │ │ 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。	を 割額は	4 その他		
3. 死亡による退職のため。	3	1 特別徵収義務者を変更	ゲ	点検
	H H	2 普通徴収へ切替		
	事 十夜 以降の月	以降の月3 一括徴収		

総括表)の提出が必要です。

特別徴収義務者を変更 普通徴収へ切替 一括徴収 その他

> 月分 以降の月 割額は

1
Ţ
1
۴
やドドサロロ
ш
2
ш
B
6
\equiv
A.
~
٦,
2
£
-
#
9
利
4
#
类
6
계
物当の余機自集の用車がなんか日の翌日10日4万
-
±
太野野玉蝉
S
=
1
*
_
4+

任意事項等

^{・・}変世が発表。 2. 特別像収積定番号及び充名番号は、特別像収穫額決定・変更通知書(特別像収養務者用)をご確認ください。 3. 木枠内へ記入してください。訂正する場合は三重線で抹消してください。 4. 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。 5. 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

※個人事業主の方は法人番号欄への記入は不要です。	法人番号	特別徴収義務者 指定番号 指定番号	<u> </u>	- Aw C	画	- 元 元 元 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二	10日納期限分)より特別徴収を希望します。	※納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。	E	月分まで	期分まで		E	□ 本人からの申出による□ お与の支払が定期的・継続的に□ 入社・復職したためtったため	口 正社員となったため ロ その他()			※ 以下に該当する場合、特別徴収に切り替えることができません。 ・普通徴収の納期限が過ぎたもの/過年度該当分(前年度以前の課税年度に係るもの)	・すで「に納付の済んでいる」納付済額」 ・65歳以上の方の公的年金に係る市民税・府民税 本依頼書を受理し切替処理後に、特別徴収税額の通知をいたします。	特別徴収税額の通知は本依頼書の提出時期により、月末に送付できない場合があります。		【処理	入力 点検		
							0日納期限分)より	K P	年祝 額 (ア)	納付済額	(7)	おお日米日本	左51取状枕鎖 (ア)ー(イ)		記入してください	備		※ 以下に該当する場合、 普通徴収の納期限が	・すでに納付の済んでいる 納付済額」・・65歳以上の方の公的年金に係る市民税・本佐頼書を受理し切替処理後に、特別徴※	※ 特別徴収税額の通知は	〕理欄	【通知抜取】 【納入書】	四 融	通知工作的	`
特別徴収への切替依頼書											Ш									_		振該当】	口有口數	通知	
特別徴収への				ı			115.				町						してください			_		【連携】	\	元 四	
	+	1, (打 :		₩					卅						※住所に変更のない場合は「同上」と記入			電話番号		-	四四四	·· 治 治	194
	7 ነ ነ ታ	(\$	だけ だんしん	拉 所在地	押)	代表者历名	<u></u> 上										い場合は								
		李 語	別徴	日改業	務者								I		ı		に変更のな	1							
		市河		町									I⊢		I -		※住所	II-							
		囚 粂 覈 市		卅				フリガナ	兄		生年月日	2 17-2	i S	5 現任所	11	1月1日現在 の住所		特別徴収関係書類 ・ 送付先	上記所在地以外を希望される場合にいれて	ופער כי איניטני					
												r 京	義務	₩				华	→ 1 条 ∰						

※個人事業主の方は法人番号への記入は不要です Ш 口送付先設定(変更) 町 ◎上記変更理由のうち「※」印が付いている項目については、指定番号を継続して使用することができません。別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です 件 · □ 点極 内部事務処理欄(記入しないでください) ロ分割による変更 合併・吸収・分割先の名称等 □旧社名の法人は登記上解散し合併された※ (新) 口新規指定番号が必要※ 篒 特別徴収義務者 電話番号 更 所属 用名 変更年月日 不要 指定番号 電話番号 法人番号 麩 アカ 連絡先 口新法人の設立※ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 口送付先変更 口有)に名寄せ※ 綑 指定番号 口旧社名の法人は登記上存続し社名変更 無口 口法人成り・個人事業主変更※ を継続使用する □事務所が移転(法人の場合:本店登記の変更 □有)を使用する (口既存指定番号(□ 1. 合併・吸収・分割先の指定番号() 3. 新規に指定番号を取得する 3. 新規に指定番号を取得する 3.1、2の場合は別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。 変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。 口その他(Ī 怎 口特別徴収事務の一本化 匣 子要 電話番号 口合併による変更 旧特別徴収義務者の指定番号 □解散•廃止 所在地 口社名変更 名 花 名 ((住所) 代表者 誤読を避けるため、フリガナは必ず記載してください。 ブガナ ロその他 変更があった場合はすみやかに提出してください。 特別徴収義務者(給与支払者) Ш 丑 1 2. 所在地変更 1. 名称変更 綑 別 その街 崊 რ 皿 რ 七 関係書類送付先 麔 該当の口に**ぐ**を 記入してください される場合に記入 してください 法人番号(個人番号は記入不要) 卟 上記以外を希望 Ш 件 컼 占 称名 쬮 Щ 깸 アルチ 梅 괚 佄 往 圛 名氏 맮 靊 囙 占 簁 変

◎この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動申告書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

様式第75

市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

、法第321条の5の2 、条例第40条

年度市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

			日以後の支払に係る給与又は退職手当等から徴収すべき 円		金額	田	田	田	巣	~			-
			いら徴収円		支払			,	し有	現在			
			当等为	≁			\prec	\prec	過去1か年に申請書の取消し を受けたことの有無	申請日現在			
			退職手	田田	<u> </u>				ョ請書(の有無	<u> </u>			-
話番号	特別徵収指定番号		与又は	圏	月	H	H	H	過去1か年に申請書の を受けたことの有無				
鲁	特別指	5	※3.約		金 額	田田	田	田	圖去1分 产受け7				
			拉尼	盘	支払			3		日現在			
			後の支	盟		\prec	\prec	~		01月1			
		40	日以	3000000	Y					-5年0			
	-	四條畷市税条例第40条の規定による特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。	H		Я	H	Э	H		申請日の属する年の1月1日現在			
		恩を申記	サ		額	田田	田田	田田	= =	申請日	析		
押	の着印	の承記	税額		払金						備		
所又は所在地	名又は法人の 称及び代表者 名 印	の特例	市府民税額	和	±X						贤	10日	6月10日
		り納期		1 11/4		<u>\</u>	Y	\prec	:庚		朔	年12月10日	年 6月
世	氏名氏	、税額の	税額	彰	\prec				世	洪		Ţ	1
特養	数数者	別徵収	4 2	所	自	H	H	Ħ			頁 納		
	丰 名	よる特別	7)	田	金 額	田田	H	E	有の事由	方	額	田	
	30,200	定に。	7-6	中	4				有の	- 7			
H H	苑	条の規	受け	給	員	~	Y	Y	業	X	税		
年		列第40	用答	外	7				£		日春	月	月
tu	10	7税条6	⑤		H H	Э	月	A	有無	納		>	}
H H M	四條畷川大	條畷市	特例	AF		1.7	111	-3	納の		割	月	H
2/1 📖	送 己	回	41	0.0000		るか。文本			炭		月		

18

取扱店及び郵便局の指定について

特別徴収義務者が近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)以外の取扱店及び郵便局で新しく特別徴収税額を納入される場合は、その取扱店及び郵便局を本市の市民税・府民税(特別徴収税額)取扱店及び郵便局に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を切り取り、取扱店及び郵便局名をご記入のうえ、事前にその取扱店及び郵便局に提出してください。

なお、念のため、下記にもご記入のうえ、保管してください。

〈特別徴収義務者の控〉

貴社(殿)の納入指定取扱店及び郵便局

所在地

名 称

年 月 日

郵便局長 様

ゆうちょ銀行

店長様

大阪府四條畷市長

指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店を本市の市民税・府民税(特別徴収税額)取扱店に指定しましたので通知します。

記

1 許可又は承認番号 貯業2第263号

2 口 座 番 号 00930-4-960135

3 加入者の名称 四條畷市会計管理者

4 取りまとめ店 大阪貯金事務センター

(∓539−8794)

令和5年度 特別徴収の納入期限						
6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	
7/10 (月)	8/10 (木)	9/11 (月)	10/10 (火)	11/10 (金)	12/11 (月)	
12月分	1 月分	2月分	3月分	4 月分	5月分	
1/10 (水)	2/13 (火)	3/11 (月)	4/10 (水)	5/10 (金)	6/10 (月)	

特別徴収事務についてのお問い合わせは

四條畷市 財務部 税務課

住 所: 〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

電 話:(072)877-2121(代)

(0743) 71-0330 (代)

(土・日・祝日・年末年始を除く8時45分~17時15分)

市町村コード:272299

四條畷市ではインターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」がご利用になれます。

市税の申告には、便利なエルタックスをご利用ください。

電子申告 eLTAX についてのお問い合わせは

eLTAX ヘルプデスク(地方税共同機構)

eLTAX ホームページ: https://www.eltax.lta.go.jp/

eLTAX ホームページ「よくあるご質問」: https://eltax.custhelp.com/

電 話:0570-081459(ハイシンコク)

上記の電話番号でつながらない場合:03-5521-0019

(土・日・休祝日・年末年始を除く9時~17時)

